

(3) 漏給防止・濫給防止対策の促進等 ⑦

シ 法施行事務監査（つづき）

(ア)平成21年度の法施行事務監査の実施について(つづき)

② 厚生労働省が実施する法施行事務監査

◎ 平成21年度については、次の3類型に分類し実施する予定。(監査の詳細は後日連絡予定)

【重点】日程を前後期に分け、本庁及び複数の福祉事務所に対する実地監査を実施。

【一般A】毎年度、本庁及び一福祉事務所に対して実地監査を実施。

【一般B】毎年度、本庁監査を実施。なお、福祉事務所に対する実地監査は隔年で実施。

◎ 重大な事件・事故等の発生を踏まえ、重大な問題を有すると判断した福祉事務所等については、必要に応じ特別監査を実施。

(イ)都道府県・指定都市の生活保護指導職員リーダー研修の実施について

各自治体において中核的役割を果たす指導職員を対象に、リーダー研修を実施予定。

地域福祉の推進等について